

公

益財団法人へ移行

4月1日より、公益財団法人海外日系人協会へ

新役員に有識者、日系人も

当協会は、公益法人制度改革による新しい制度下において、公益財団法人化の準備を進めていたが、このほど内閣府より認定を受け、4月1日より公益財団法人となった。

大きく変わったのは役員の構成で、旧制度下における財団法人化の際には、すべての都道府県知事に理事または評議員として参画いただいていたが、新制度下では、理事会、評議員会を実施する上で困難となり、有識者、在日、在外の日系人にも参画をいただく新しい組織へと生まれ変わった。

田中理事長は、6月18日に行われた理事会、評議員会で、それぞれに「当協会の財政基盤は、JICAを中心とした受託事業収入に多くを依存しており、これらの事業の多くは、一般入札による、企画、価格両面からの総合評価方式であるため、落札しても、収入は順次下がる傾向にある。一方で、当協会において公益法人の使命である公益事業を、特に国内外から拡充が望まれている自己財源により実施していくうえで、各都道府県からいただいている分担金、賛助会員からの会費、企業等からの寄付金は重要な財源であり、今後ともさらなるご支援をいただけるよう努力していく。どうぞ皆様の変わらぬご支援をお願いしたい」と挨拶を述べた。

新役員は右表の通り。

公益財団法人海外日系人協会 顧問・理事・監事・評議員名簿

平成24年4月1日

顧 問	米倉 弘昌 岡村 正	一般社団法人日本経済団体連合会会長 日本商工会議所会頭
(代表理事)		
会 長	山田 啓二	全国知事会会長、京都府知事
理 事 長	田中 克之	関西外国语大学特任教授(元スペイン大使)
(業務執行理事)		
専務理事	白川 光徳	元 ポリビア大使
常務理事	石丸 和人 新実 慎八 堀坂浩太郎	海外日系新聞放送協会専務理事 株式会社毎日新聞社元常務取締役 上智大学名誉教授
理 事	飯泉 嘉門 イシ アンジェロ 河村 建夫 北脇 保之 桜井 敏浩 島内 審 富田 幾子 森本 昌義	徳島県知事 武蔵大学教授 衆議院議員 学校法人浜松海の星女学院理事長 社団法人ラテンアメリカ協会常務理事 元ブラジル大使 Japan International Consulting Inc.副社長 M.PRO-CONSULTING代表
監 事	佐藤 彰純 横内 正明	東京都海外移住家族会会长 山梨県知事
評 議 員	木島 輝夫 国本 伊代 志賀 政雄 瀬頭 明男 寺田 輝介 中田 滋 中村 法道 西尾 瑞子 二宮 正人 松本アルベルト 向山 秀昭 若尾 龍彦	社団法人日本アルゼンチン協会理事長 中央大学名誉教授 一般社団法人MOAインターナショナル会長 NPOチャレンジ・ブラジル副理事長 公益財団法人フォーリンプレスセンター理事長 財団法人スポーツ会館評議員 長崎県知事 公益社団法人国際日本語普及協会会长 サンパウロ大学教授 イデア・ネットワーク代表 財団法人国際観光サービスセンター会長 在外有権者ネットワーク日本代表

ひとの毎日を、
もつともっと素敵にする
お手伝いをしたい。
いま、わたしたちは、
建設という仕事をとおして
どんなお役にたてるのか、
じっくりと考えています。
これまでの道を、
静かに振りかえりながら。
燃える思いを、
胸によく抱きながら。

あゆんできた道。
きずいてゆく道。



大成建設株式会社
本社 東京都新宿区西新宿1-15-1



年度派遣 日系社会ボランティア訓練が終了 浜松市で多文化共生の現場を体感

4月9日より行われていた、JICA日系社会ボランティアの派遣前訓練が6月6日に終了した。アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、パラグアイの中南米4カ国に派遣されるのはシニア15名、青年29名で、職種は、日本語教育6、保健福祉2、介護福祉士2、レクリエーション指導2、栄養士1、箏指導1、ソフトボール1(以上シニア)、日系日本語学校教師16、小学校教諭4、青少年活動3、ソーシャルワーカー3、野球2、村落開発普及員1(以上青年)と、日本語教育分野が最多となっている。

同訓練は、当協会がJICAより委託を受け、募集・選考にかかる業務より一貫して実施しており、スペイン語、ポルトガル語の語学学習の他、日系社会の現状や任国事情について



南の星小学校で、1年生の国語の取り出し授業を見学するボランティアの皆さん

ての講義を通じて、ボランティア活動に必要な知識、技術の習得を目的としている。

南米から日本へのデカセギ日系人の定住化が進み、日系社会という概念も、移住先国のそれだけでは、どうえきれないくなっている。日本で暮らす日系人が直面している子弟の教育問題を視野に入れた現職教員による派遣制度も平成20年度より実施されているが、ボランティア全員が、訓練の一環として、日系人が集住する地域の現状を知り、より広い視野で日系社会を理解することを目的としたフィールドワークが5月17、18日に静岡県浜松市で行われた。

ボランティア達は、浜松市国際交流協会で、同市の多文化共生の現状と取り組みについて説明を受け、日本の公教育における外国人受け入れの現況を、市立南の星小学校に、外国人学校の現況を、ペルーリ・ブラジルのカリキュラムを実施する、ムンド・デ・アレグリア学校に訪ねた。また、ブラジル人の嗜好にあったパンを日本で製造し国内のブラジル商店に卸している(有)セルヴィツーアセソリアの工場を訪ね、増子利栄社長に話を聞いた。

村落開発普及員としてパラグアイに派遣される、青年ボランティアの巨海亮二さんは、「それぞれの立場から子どものために尽力している人たちの姿があった。自分がこれからパラグアイで経験する事柄は、帰国後日本の学校教育で生かすことができるこの確信を得た」と感想を述べていた。

J

ICA日系研修員が来日 和歌山市で研修を受ける花野さん(パラグアイ)と平野さん(ブラジル)

JICAの実施する日系研修員受け入れ事業で、24年度に当協会が受け入れる研修員が5月から続々と来日している。日系研修員事業は民間団体等が提案し実施する国民参加型事業と位置づけられており、本年度上半期に当協会が受け入れ・実施を予定しているのは、医学や科学技術分野等の個別コースと、日系農協中堅実務者、日系団体職員の集団コースの、あわせて25人となっている。

日系研修員は、来日後、JICA横浜でオリエンテーションを受けた後、それぞれの研修先機関において指導を受けながら研修生活に入る。

5月27日には、個別コースの4名が来日し、研修先が和歌山市にある、パラグアイの花野雄一さん、ブラジルの平野ラオスさんは、ともに初めて訪れる和歌山へと移動した。

花野さんは、泌尿器科医として国立アスンシオン大学病院に勤務している。父親はパラグアイ和歌山県人会長を務めており、花野さんも父の故郷である和歌山県での研修を希望した。和歌山県や県国際交流協会の尽力もあって県立医科大学附属病院での研修が実現した。「父の夢は医者になることだったが、パラグアイに移住して果たせなかつた。父の故郷で研修を受けるのは父の夢をも果たすよううれしい」

平野さんは、小学校5年生から中学2年まで、日本に働き

に来た両親の元で育ち、公立校に通った。その後、高校、大学は母国ブラジルで進学することを自身で決断し、両親を残し帰国。祖父母の元から学校に通ったという。その後2度にわたり、大学進学の学費を稼ぐため来日就労し、「おかげで高い学費の英語の学校にも通うことができた」と話す。研修を受ける、電子導電性高分子に関する研究分野は、ブラジルでは自身が1、2を争う開拓者であると自負している。和歌山大学の指導教官とはフランスの学会で出会った。

ブラジルの大学の博士課程に在学中の平野さんは「技術だけでなく、優れた研究を生む日本の大学の研究システムについても学びたい」と豊富を語っていた。



「和歌山といえば、ラーメン!」よく勉強します…。
花野さん(左)と平野さん。市内の老舗中華そば店で

在日
ニッケイ人は
今…

映画「孤独なツバメたち」に見る デカセギの子どもたちの現実と 絵空事でない浜松市の多文化共生の実状

デカセギの子はデカセギ

現在公開されている映画「孤独なツバメたち—デカセギの子どもに生まれて」は、浜松市にデカセギに来た日系人の子どもたちの2008年からその後2年半を追ったドキュメンタリーである。(公開情報はP.6に掲載)

静岡県浜松市は、スズキ自動車や、ヤマハをはじめとする日本を代表する企業が本拠地を置く企業城下町だ。デカセギ日系人も主に自動車産業関連の工場で派遣労働者として働いていた。2006年には、在日ブラジル人の数が31万人を突破。浜松市にも20,000人のブラジル人が住んでいた。

映画は、浜松学院大学の津村公博教授が行っていた、夜の街に何をするともなく集まっているブラジル人の子どもたちの街頭インタビュー調査に端を発する。彼らは、幼くしてデカセギの両親に連れられ来日したものの、言葉の壁や環境に適応できず、日本の学校からはじき出され、行き場を失っていた。中学校を卒業、あるいは中退して親と同じく工場で働いている子どもたちも少なくない。外国籍である彼らには義務教育は適応されない。親が学校に通わせる義務もないし、本人が通わなければならぬ義務もないのだ。

2008年秋に起きたリーマンショックが、状況を一変させた。家族全員が失業し、帰国を余儀なくされる。子どもは日本生まれだったり、日本で育った時間の方が長かったりでブラジルを知らない。彼らが生きてきた、日本社会に対して閉じられたブラジル人コミュニティが唯一の現実の世界。映画はそんな子どもたちの物語だ。



たむろするブラジル人の少年たち（2008年夏ごろ）

ブラジルに帰る者、日本に残る決意をした者。どちらも失われた現実の世界から抜け出さなくては未来がない。しかし、学校教育を離れ、ポルトガル語、日本語、両方とも中途半端になってしまった彼らにとって現実はあまりにも厳しい。学歴の壁が行く手を阻むが、学齢期を過ぎた子どもは中学には戻れず、16歳の子どもでも日本で勉強をやり直すことは困難だ。「デカセギの子はデカセギ」。自身の身分として「デカセギ」を語る子どもたちの姿は痛ましい。「自分たち

は何を目標にがんばればいいのか。周りに手本がない」「ガイジンだからしようがない」「あきらめるしかない」

学校の現場では

浜松市で外国人学校、外国人を受け入れている公立学校の双方を見学する機会があった。

幼稚園から高校まで、ペルー、ブラジルのカリキュラムで授業を行う、ムンド・デ・アレグリア校は、日本語も必修しており、日本の大学進学を目指す生徒もいる。上履きに履き替えたり、放課後の掃除を生徒が行ったりすることは「南米ではあり得ない」が、「日本にいるからには日本のルールを守らせる」「帰国するにせよ、日本に残るにせよ。選択肢が広がるよう道を開いてあげたい」と松本雅美校長は語る。



ムンド・デ・アレグリア校の講堂にはペルー、ブラジル、日本の国旗が掲げられていた。毎週月曜日に朝礼が行われ、3ヵ国の国歌が音唱される

外国人の子どもを多く受け入れている浜松市立南の星小学校では、日本語を話す環境がなかった外国人の子どもを集めて少人数の教室で日本語指導を行う1年生の国語の「取り出し授業」が行われていた。ブラジル人、ペルーカーの子どもといっしょに、ヒジャブと呼ばれる髪の毛を覆い隠すイスラムの装束のバングラデシュ人の女の子もいた。宗教上の制約で、給食は食べられない。歌は歌えない。生き物の目を絵に描くことはできない。困難があることを承知で親も学校に通わせている。

「多文化共生」は、学校教育の現場では、絵空事では済まされない当たり前の現実だ。子どもたちに自我が芽生えたとき、「ガイジンだからあきらめる」ような社会であってはならない。



1年生の国語の取り出し授業の様子。南の星小の児童547人中、外国籍児童は80人。両親のどちらかが外国籍を含めると全体の19%が外国につながる子供たちで、ブラジル、ペルー、フィリピン、中国、インドネシア、バングラデシュ、ベトナム、スリランカと多国籍化の傾向にある

国外就労者情報援護センター
(CIATE)理事長

二宮 正人

CIATE創立20周年記念 ～日本と日系移民の関係の新しい潮流(1)～ 「デカセギ」ブーム到来とCIATEの設立

サンパウロの国外就労者情報援護センター(CIATE)は、今年で創立20年を迎えます。

CIATEは、これまで、1990年の入管法改正により日本で爆発的に増えた日系人就労者の方に対し、日本での就労に必要な情報の提供や就労の支援等を行って、その日本での就労のお手伝いを、このサンパウロで続けてきました。

今年は、創立20周年ということで、例年のコラボラーレス会議に併せた形で、CIATE創立20周年記念式典が行われます。また、この式典に合わせて、20周年記念誌が発行されます。

そこで、この「ブラジル便り」では、今回から4回にわたって、CIATEの20周年を振り返りながら、日本と日系移民の関係について、現状の報告と将来の展望をしてみたいと思います。

CIATEの創設は、1992年10月26日でした。この20年の間に、日本での就労をめぐる環境は大きく変動してきました。当初は、バブル経済期にあった日本での人手不足とブラジル経済の混乱を背景に、多くのブラジルの日系の方が日本での高い給与の獲得を目指して、日本に押し寄せるという現象がみられました。こうした就労は、「デカセギ」と呼ばれ、あまりのブー

ムから「Decasségi」というポルトガル語ができてしまったほどでした。しかし、当初の就労者は、日本社会の文化をよく理解していなかったり、悪質な派遣業者に騙されて日本に送られたりするなど、多くの問題を抱えることになりました。このような問題を解決し、日本への就労を適正化する必要があるとして、設立されたのがCIATEです。

その後、日本の長引く不況、ブラジル経済の躍進を経て、日系の方が日本に押し寄せるという状況は、だんだんと収束していきました。特に、2008年のいわゆるリーマンショック、そして、2011年の東日本大震災を経て、ピーク時に30万人を超えていた日本に滞在するブラジル国籍保有の方は、現在では20万人近くにまで減少しています。

こうしたブームが始まつて終わるまでに、20年というのは十分な年月でした。そして、20年経ったということは、日本で就労を経験した方の多くが高齢となり、またそれに連れられていった子弟の方が成人になったということになります。その結果、ここブラジルに日本から帰国された方だけを見ても、高齢となって日本から年金をもらっている方、ブラジル国籍だけれども日本で育ったから日本に戻りたいと思っている方、日本での就労はもう懲り懲りだと思っている方など、20年前のような「日本に行ってたくさん稼ぎたい」という単純なとらえ方ではできない、日本での就労について、実に様々な立場に立つ方がいるという状況が生まれています。

実際、CIATEにおける相談業務においても、現在では、数多くの年金に関する相談が寄せられています。特に、今春の日伯社会保障協定の発効により、従来であ



日本で就労を希望する人向けに平成12年から日本語講座を開設している

れば、加入年月が足りず、脱退一時金として支払った一部を返してもらうしか方法がなかった日本の年金についても、多くの方がブラジルとの加入年月との通算により、給付が受けられるようになりました。そうした方々からの年金請求の相談が多く寄せられています。

他方、長引く日本の不況により、日本国内の失業者が多くなっていることから、今では、日系の方が日本で就労しようとする場合、日本に住む日本人の失業者がライバルになっています。そうすると、労働者を採用する企業としては、同じ能力であれば、日本語でスムーズに会話をできる労働者を選ぶことになります。そこでは、当然「ブラジルから来たから」といって、日本語能力を大目に見て採用するなどということはありません。日本で就労するには日本語が必須の時代が来たということです。CIATEでは、数年前からこの状況を踏まえ、日本語講座を開設し、日本での就労を希望される方の支援を行うようになりました。現在では、数多くの方が、この日本語講座に通っています。

さて、こうした20年間に起きた変化により、日本と日系移民をめぐる現状はどうなっているか、次回は、サンパウロでのコラボラーレス会議2012での各講演者の講演内容から、その現状について報告することを予定しています。

CIATE開所式のテープカット。左より中西忠勇
ブラジル日本都道府県人会連合会会長、二宮理
事長、原沢和夫サンパウロ日伯援護協会副会長

平成23年度の 相談センター業務の総括

相談センター所長 西山 嶽

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター
 ■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
 9:30～12:30 13:30～17:30
 ■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語
 ■電話番号 045-663-3258

1. 平成23年4月から本年3月までの1年間に当センターが受けた相談は、相談者の人数1,479人(前年比57.3%減)、相談の件数では2,744件(前年比52%減)であった。

相談件数が相談者数を上回るのは、同一人が同じ問題でくり返し相談してくる場合や、別の新たな相談事で電話してくるからである。

相談者の居住地は、北海道から沖縄県までの35都道府県にまたがり、海外からもブラジル、ペルー、アルゼンチンなどの21カ国から電話やEメールで相談があった。

相談者の出身国は、ブラジルが全体の52%、次いでペルーの23%、日本国籍者(日系人の家族、雇用主、日系外国人の関係者など)が20%、他となっている。

相談者の男女別・国籍別の人数、そして内容別の相談件数はそれぞれ(表1)と(表2)のとおり。

表1 相談者数

区分	項目	人 数	比率(%)
性別	男	645	43.61
	女	834	56.39
	合計	1,479	100.00
国籍別	ブラジル	776	52.46
	ペルー	345	23.33
	日本	297	20.08
	ボリビア	13	0.88
	アルゼンチン	7	0.47
	コロンビア	4	0.27
	メキシコ	2	0.14
	パラグアイ	0	0.00
	その他	35	2.37
	合計	1,479	100.00

表2 内容別相談件数

項目	件 数	比率(%)
生活相談・一般情報	1,244	45.33
保険・年金・税金	433	15.77
労働問題	287	10.45
日本研修・奨学金	220	8.02
翻訳・通訳	181	6.60
日本語学習	111	4.05
査証・在留資格	91	3.32
医療	51	1.86
帰国手続	40	1.46
運転免許・交通事故	36	1.31
求人・求職	33	1.21
教育・就学	17	0.62
合計	2,744	100.00

2. 平成23年度の相談傾向を総括すると、東日本大震災後の日本経済の動搖を反映し、解雇問題が急増、そして休業手当、有給休暇等の労働問題、解雇されたことによる生活苦、失業保険、更に生活保護の相談が大幅に増えたことである。更にDV関係の相談、離婚、子どもの親権問題等が前年に比し増加した。また、長期滞在を希望する日系人が増えてきている傾向から、永住許可取得についての相談が増加してきた。このことから、短期的な資金稼ぎとして開始された出稼ぎは、今や、長期化・定着化の動きが加速しており、じっくり腰を据えて生活し始めた様子が覗える。この様な在日日系人の動きにより、今後の相談業務はこれまで以上に多岐にわたる問題が生じてくる可能性もあり、国際相続問題や二国間・複数国間のビジネスに関する相談やトラブルも増えてくるものと思われる。

又、今年度に入り増加しつつある「在留カード」や「日伯社会保障協定」関係の相談も今後ますます増え多様化していくものと思われる。

(相談事例)

不登校の子ども

相談 来日して10年が経過、子ども3人も健やかに育っています。この子ども達の教育問題についてご指導ください。子どもたちのうち2人は日本生まれ、長男は5歳で日本にきました。日本生まれの子どもたちは全く問題なく日本の公立学校に通っていますが、長男がなかなか日本の学校に馴染めず、小学校はどうにか終えましたが、中学に入り学校に行ったり行かなかったりが続き、現在は全く学校に行かず家でぶらぶらしています。中学校にはどうにか通ってもらいたいと思っていますが、親の言うことを聞かないで困っています。何かよい方法はないものでしょうか。

対応 日系人子弟の不就学、不登校等を改善する目的で、3年前より、そうした子ども達の日本語の指導、学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市に設け、通常の通学が可能になるよう支援する事業が始まっています(「虹の架け橋教室」事業)。あなたの住んでいる浜松市にもこの教室が設置されていますので、まず、この施設を見学し、子どもの学習習慣の確保が可能かどうか判断されはどうでしょうか。

おそらく、息子さんは言葉の問題等でクラス内の「いじめ」等に会い通学がいやになったものと思われます。問題は日本語の習得だと思います。この事業では集中的に日本語の習得と学習習慣の教示が行われ、かなりの成果を挙げているようです。この教室への参加をお勧めします。

日本の就学義務について

相談 自分には二人の子どもがいて二人とも近くの公立小学校に通っています。最近2年生の子どもが校内のいじめが原因で学校を休んでいます。親としては、無理強いしないで暫く様子をみることにしていましたが、昨日学校でなく教育委員会から「子どもを登校させないと、保護者が罰せられます」との書状が届きました。驚いています。このままの状態にしておくと本当に罰せられるのでしょうか。

対応 確かに学校教育法22条によれば、小、中学校の学齢児童・生徒の保護者に学校に就学させる義務を定めています。そして91条には就学義務違反の保護者に対し、督促を受けても就学させない場合は10万円以下の罰金に処すると定めています。しかし一方で、20条では「出席させない正当な理由がない場合」と規定されているので、今回の場合、あなたのお子さんは学校でいじめを受けており、出席させることで子どもに何等かの害が及ぶと判断していますから、これは正当な理由にあたります。

義務教育制度で保護者に就学義務を強制しているのは、子どもの学ぶ権利を保障するためです。子どもが学校で学ぶことを希望しているのに、保護者が就学させない場合は就学義務違反になりますが、逆に子どもが何等かの理由で学校行きをいやがっているのに、出席を強制すると子どもの心を傷つけるおそれがあります。そのような場合は、子どもが安心して過ごせるように配慮することが親の基本的な責任ですから、上述の通り、「出席させない正当な理由」があることになります。従って、教育委員会に出席させられない理由を詳しく説明すれば、わかってくれると思います。それとともに、学校側に対し、「いじめ」の実態を調査し改善してもらえるよう申し入れてください。

第53回海外日系人大会 10月30、31日、11月1日に開催



昨年の第52回大会には秋篠宮同妃両殿下がご臨席された

平成24年度の第53回海外日系人大会が、10月30日(火)、31日(水)、11月1日(木)の3日にわたり行われる。

今年は「共に歩もう日本再生の道ー問われる海外日系社会の課題」をテーマに代表者会議を行う他、昨年同様代表者会議に出席しない参加者にはオフィシャルツアーが用意される。

昨年は、東日本大震災に際して、アルゼンチン、メキシコ、ブラジルの代表および、国内の日系人のグループより支援活動の報告をいただいたが、本年は、被災県から、復興の現況について聞く。

本年も、初日の当協会会长主催歓迎交流会には皇族のご臨席が決まっており、2日目には外務大臣主催レセプション、3日目には衆参両議院議長主催による昼食会が予定されている。

特別展示「ハワイに生きる日系人ー受け継がれる日本の心ー」開催 JICA横浜海外移住資料館で7/27から

ハワイへ、日本人の集団移住が始まったのは1885年の第1回官約移民から。

ヨーロッパ、アジア等、様々な国からの移民の1グループとして出発した日本人移民は、その頭角を現し、商業や土木建築等多くの分野で活躍して、ハワイ近代化の

日系社会 Topics



サトウキビ畑と日本人移民 (Hawaii State Archive)
礎を築いたと言われる。

展示では、官約移民に始まるハワイ移民の歴史を概観し、官約移民のパスポートや労働約定書、第2次大戦で最強の軍団として活躍した2世部隊である第442連隊の軍服、徽章など、通常は展示していない貴重な資料を公開する。

あわせて、期間中14:00からと、16:00からの1日2回、ドキュメンタリー「100年の鼓動ーハワイに渡った福島太鼓」の上映も行う。

「孤独なツバメたち～デカセギの子どもに生まれて～」公開中



「日本で将来の夢はない、ブラジルに帰っても外国人あつかいされる…」
彼らは幼い時、デカセギの親と共に日本にやってきた。日本で生まれ育っても、ブラジル国籍のため義務教育が保障されておらず、多くの子どもたちは中卒か、中学も中退して働いている。夢があ

ってもそれを叶えるすべを知らず、安定した仕事にもつけない。しかし彼らは、どんなにつらくても、生き生きとして、底抜けに明るい。2008年秋、突然、おとずれた不況で仕事を失い、ブラジルに帰ることを余儀なくされる。そこには、あきらめきれない夢、引き裂かれた愛、そしてもう一つの故郷でやり直そうという思いがあった…

浜松そしてブラジルで孤独な渡り鳥のように、自分の居場所を求めて生きようとしている5人の若者たちの2年半を追ったドキュメンタリー。

6/16～29東京、渋谷アップリンクX、
6/30～7/13浜松シネマイーラ、8/25～
31横浜ジャック&ベティ、名古屋、大阪他
全国順次ロードショー予定。

7月9日から新在留管理制度に 外国人登録は廃止、在留カードへ

7月9日、新しい在留管理制度が始まる。これまでの外国人登録制度は廃止となり、3ヶ月以上在留する外国人にも住民基本台帳法が適用され住民票が作成される。

成田、羽田、名古屋、関空から新規に入国する外国人の対象者には、空港で在留カードが発行される。

現在外国人登録証明証の交付を受けている中長期滞在者には、在留期間の更新時に入国管理局で在留カードが交付され、すぐに切り替えを行う必要はない。

新制度に移行後は、1年以内で、かつ有効な在留期間内であれば、出国時に再入国許可を受けなくても再入国が可能となる。

また、住民基本台帳に登録されることによって、日本人と同様に、国民健康保険、国民年金等、基礎的行政サービスの提供が受けやすくなる。

NIKKEI Network
No.13
2012 JUN.

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1赤レンガ国際館2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人／白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners living in Japan 外国人のための医療・生命保険

❖ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

❖ 外国人留学生向け保険

❖ 外国人技能実習生向け保険



少額短期保険会社
(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

❖ VIVA LIFE-S (Life coverage)
外国人向け生命保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**
TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**

